

# (音鳴い) とても気になるお隣

## ～深夜営業等の制限のあらまし～

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係  
電話 3579-2594  
FAX 3579-2249

人々のライフスタイルが多様化しているなか、深夜営業等の騒音が問題になっています。深夜の飲食店のカラオケ騒音、ガソリンスタンドの営業、洗車作業、深夜の小売店営業など、周辺の住民の方々にとっては深刻な悩みとなっています。深夜営業される方は適切な防音対策を行うなど、騒音防止に積極的な協力をお願いします。

平成13年4月1日に施行された東京都環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)により深夜営業や深夜作業が制限されています。また、風俗営業や深夜の飲食店営業等の騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で、警察署でも規制しています。

規制の内容をよく理解して、騒音の防止に努めてください。

## 東京都環境確保条例による規制

朝6時 夜20時 深夜23時 翌朝6時

### 規制基準の遵守等(条例第136条)

地域別等に定められた音量基準を超える騒音を発生させることは禁止されています。

### 夜間の静穏の保持(条例第133条)

道路その他の公共の場所では、付近の静穏を害する行為は禁止されています。

### 音響機器等の使用制限(条例第131条)

### 深夜の営業等の制限(条例第132条)



# 深夜の営業等の制限（条例第132条）

**23時から翌朝6時まで、住居系の地域等では、決められた音量を超える騒音を発生させてはなりません。**

## ▼対象営業及び作業



- ▶飲食店営業
- ▶液化石油ガススタンド営業
- ▶バッティングセンター営業
- ▶ゴルフ練習場営業
- ▶小売業(売場面積が250m<sup>2</sup>以上の小売業に限る。)
- ▶材料置場における材料の搬入、搬出その他の作業
- ▶ガソリンスタンド営業
- ▶ボーリング場営業
- ▶スイミングプール営業

- ▼対象地域は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。
- ▼特例として、大晦日その他地域慣習となっている行事に伴い飲食店営業を営む場合等は除きます。

# 深夜営業等に関する規制基準（条例別表第12）

区 域 の 区 分		音源の存する敷地と隣地との境界線における 音量(単位デシベル)	
種 別	該 当 地 域	深夜 23時	翌朝 6時
第1種区域	▶ 第1種低層住居専用地域 ▶ 第2種低層住居専用地域		<b>40</b>
第2種区域	▶ 第1種中高層住居専用地域 ▶ 第2種中高層住居専用地域 ▶ 第1種住居地域 ▶ 第2種住居地域 ▶ 準住居地域 ▶ 第1特別地域※		<b>45</b>
第3種区域 ※	▶ 近隣商業地域 ▶ 商業地域 ▶ 準工業地域 ▶ 第2特別地域		<b>50</b>
第4種区域 ※	▶ 工業地域 ▶ 第3特別地域		<b>55</b>

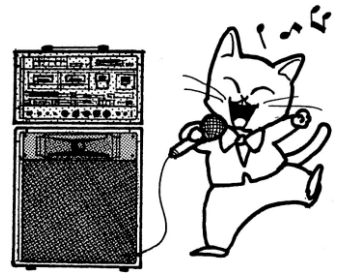
ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

※第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲20メートル以内の区域が対象地域

# 音響機器等の使用制限（条例第131条）

**23時から翌朝6時まで、原則としてカラオケ等の使用が禁止されています。**

- ▼ 対象営業は、飲食店営業です。
- ▼ 対象地域は、都内全域です。
- ▼ 対象機器は、カラオケ装置、ステレオ、拡声装置、有線ラジオ、録音・再生装置、楽器です。
- ▼ 特例として、次の場合は使用できます。
  - ①防音対策を講ずることにより音が営業場所の外部に漏れない場合。
  - ②地下街において、音の規制基準を超えない場合。
  - ③住宅・病院等から50m以上離れた場所（商業地域にある住宅等からは20m以上離れた場所）において、音の規制基準を超えない場合。



## 東京都環境確保条例

### 条例第131条

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間は、当該営業を営む場所において、カラオケ装置（伴奏音楽等を収録したテープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱等ができるように構成された装置をいう。）その他規則で定める音響機器（以下「音響機器等」という。）を使用し、又は使用させてはならない。ただし、音響機器等から発する音が防音対策を講ずることにより当該営業を営む場所の外部に漏れない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

### 条例第132条

別表第10に掲げる営業を営み、又は別表第11に掲げる作業を行う者は、規則で定める場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、次に掲げる区域内において、別表第12に掲げる規制基準を超える騒音をその事業所の敷地内において発生させてはならない。

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（知事が指定する区域を除く。）
- 2 前号に掲げる区域に隣接する区域で、当該区域において発生する騒音が当該区域に隣接する前号に掲げる区域の静穏を害するおそれのあるものとして知事が指定する区域

### 条例第133条

何人も、夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

### 条例第136条

何人も、第68条第1項、第80条及び第129条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第13に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。

# 騒音対策のポイント

騒音公害をなくすためには、あらかじめ防音対策をとることが効果的です。苦情等があつてから対策をとると、余分な費用や時間がかかるばかりでなく、感情的なこじれなどで解決を非常にむずかしくすることがあります。

また音は、聞く人の心理的な要因や立場によって感じ方が全く異なります。日常生活を通じて、近隣の人々と相互理解と協調を深めることが騒音トラブルを未然に防ぐことにもなります。

▼以下の点に留意して、問題がありそうなところには早めに防音対策を実施しましょう。

- ① 住居地域やその周辺で、深夜営業の小売店や、材料置場における材料の搬出搬入は、規制基準を守ることはほとんど不可能です。23時から翌朝6時までの営業や作業は自粛して下さい。
- ② 出入りの車両については、アイドリングストップを励行して下さい。
- ③ 店先では大きな声でのお客の送り迎えはしないで下さい。
- ④ 建物による防音対策は次のような例があります。

▼窓・ドア	<ul style="list-style-type: none"><li>▶すき間を遮音用パッキンでうめる</li><li>▶二重構造にする</li><li>▶ドアは重みのあるしっかりしたものにする</li><li>▶開放したままにしない</li></ul>
▼換気扇	<ul style="list-style-type: none"><li>▶低騒音型にする</li><li>▶吸音材を内張りしたダクトを取り付ける</li></ul>
▼エアコン	<ul style="list-style-type: none"><li>▶低騒音型にする</li><li>▶室外機は設置場所に注意して隣りの住宅から離す</li></ul>
▼カラオケ・ステレオ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶音が外に漏れない程度に音量目盛を固定する</li><li>▶音量調整は店の人がする</li></ul>
▼スピーカー	<ul style="list-style-type: none"><li>▶住宅の方に向けない</li><li>▶必要最小限の数にする</li><li>▶壁に密着して取り付けない</li></ul>
▼壁・天井・床	<ul style="list-style-type: none"><li>▶厚手のカーテンをつける</li><li>▶床にじゅうたんを敷く</li><li>▶すき間をうめる</li><li>▶遮音材・吸音材を効果的に使う</li></ul>

ご近所の方々との日常のコミュニケーションを大切に！